

今治西部丘陵公園に係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：都市建設部公園緑地課

今治西部丘陵公園の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

(1) 所在地 今治市高地町二丁目乙 429 番地 1

(2) 施設の設置目的

「自然にいきい、体験を通じて、自然との共生を学び、里山の自然資源と環境を活かす公園づくり」を基本コンセプトに、貴重な動植物をはじめ、自然環境の保護と里山環境の保全・復元を行い、訪れるみんながいきい、体験を通じて自然や環境の大切さを実感できる公園として設置された。

2 申請概要

(1) 申請受付期間 令和 2 年 9 月 23 日（水）～令和 2 年 9 月 30 日（水）

(2) 申請者（1 団体）

| 団体名 | 代表者名 | 住所 |
|------------------|----------------|-----------------|
| 株式会社 今治・夢スポーツ | 代表取締役 岡田 武史 | 今治市延喜甲 604 番地 1 |

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市西部丘陵公園指定管理者選定審議会において、申請者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判定し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

| 審査項目及び審査基準 | 配点ウエイト |
|---|---------------|
| 【Ⅰ】 市民の平等な利用が確保されていること ・ 利用者の平等な利用の確保 | (確保されない場合は失格) |
| 【Ⅱ】 施設の効用を最大限に発揮するものであること ・ 施設の設置目的との適合性 ・ 利用者に対するサービスの向上 ・ 利用促進、利用者増への取組み ・ 利用料金設定額 ・ その他新規、魅力的な提案の有無 ・ 実現の可能性 | 40 点 |
| 【Ⅲ】 施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・ 当該施設の管理運営に係る市の経費 ・ 実現の可能性 | 25 点 |
| 【Ⅳ】 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・ 人的能力 (管理運営組織) ・ 物的能力 ・ 申請者の安定性及び信頼性 ・ 実現の可能性 | 30 点 |
| 【Ⅴ】 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・ 地域貢献 ・ 障がい者雇用への取組み ・ 子育て支援への取組み ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・ 実現の可能性 | 15 点 |
| 【Ⅵ】 申請者の実績 ・ モニタリング結果 | 8 点 |
| 【Ⅶ】 全般 ・ 申請者の取組み姿勢 | 25 点 |
| 合計点数 | 143 点 |

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりで、株式会社今治・夢スポーツを指定予定者として選定した。

| 団体名 | 株式会社今治・夢スポーツ |
|-------|--------------|
| 審査基準Ⅰ | 適 |
| 審査基準Ⅱ | 33.6点 |
| 審査基準Ⅲ | 15.0点 |
| 審査基準Ⅳ | 25.2点 |
| 審査基準Ⅴ | 10.8点 |
| 審査基準Ⅵ | 5.0点 |
| 審査基準Ⅶ | 21.5点 |
| 合計 | 111.1点 |

○審査基準Ⅰについては、適正と認められた。

○審査基準Ⅱについては、施設の活用に前向きに取り組む姿勢や、自主事業等による集客や利用促進など、積極的な事業展開が期待でき評価された。

○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が指定管理料上限額（211,500千円（5年間））以内であり、適正と認められた。

（指定管理料基準額：211,500千円（5年間））

○審査基準Ⅳについては、団体として蓄積されている専門的な知識やその実績があり、また地域・社会における認知度やその信頼性が高いことを評価した。

○審査基準Ⅴについては、地域へ貢献できる計画として一定の評価をした。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分であると認められた。

○審査基準Ⅶについては、指定管理業務方針が施設の設置目的と適合しており、当該施設に対する思い入れや熱意が十分に感じられ、様々な自主事業等を通じて地域社会への貢献が期待できることを評価した。

以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が住民の平等利用を確保することができること、本市の環境教育活動と高い整合性を有する企業理念のもと施設の効用を最大限発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、富良野自然塾との強固な連携により、インストラクターの育成をはじめとした施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること及び地域資源を生かし、施設の設置目的を達成するための事業を展開する十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、株式会社今治・夢スポーツを指定予定者として選定した。

また、株式会社今治・夢スポーツに対して、業務実施にあたっては、他団体との連携を積極的に行ったり、SNS等を活用した情報発信をさらに充実させることにより、公園利用者の増加を望む意見が出たことも報告しておきたい。

※点数は各委員の平均値

4 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで